第四百四十六条第一項第三号ロ中「第二項」を「第二項第二号」に改め、同号ロ(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（イ(3)及びロ(2)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
第三号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第三号ロ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

第四百四十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」と読み替えるものとする。

第四百五十一条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百五十一条第一項第二号ロ中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、「（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」を削り、「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項各号を次のように改める。

一　乗用車のうち、次のいずれにも該当すること。

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

二　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

第四百五十一条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

第一項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項及び次項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十
第一項第一号ハ	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第二号ロ	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九
第二項第二号ロ	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第四百五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第一項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号ロ中「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十」と読み替えるものとする。

第七章の章名中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の中欄に掲げる」を「に定める」に、「であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一　第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者　同条に規定する帳簿

二　第百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者　同条第三項に規定する帳簿